

広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



陸上自衛隊武器学校敷地内「雄翔園」の「予科練之碑」にて



2019
No.700

7

同敷地内「雄翔館」では
乙飛十八期山岸啓祐少尉の遺品展が
6月2日まで開催されました

令和元年
6月28日発行

主な内容

- 紹介します！令和元年度の統計調査員さん… 8
- プレミアム付き商品券(低所得者・子育て世帯対象)… 16
- 子育て世代包括支援センターがオープン… 26
- 腹部超音波検診・大腸がん検診の申し込み… 27
- まい・あみ・まつり 2019 実行委員会からのお知らせ… 31

第52回予科練戦没者慰霊祭開催

6月2日、予科練戦没者慰霊祭(主催:公益財団法人海原会)が予科練平和記念館と連携して開催されました。

式典は、陸上自衛隊武器学校内の雄翔園において行われ、ご遺族・関係者・一般参加の皆さまなど多くの参列者が予科練戦没者の御霊に対して献花を行いました。

まちの地方創生

『定住促進』奨励金制度の申請受付

申請期間:令和元年 7月1日(月)～31日(水)

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

『定住促進』奨励金制度の申請受付を行います。町の『定住促進』奨励金制度には下記の①～③があり、それぞれに支給要件があります。奨励金の対象者であるかをご確認のうえ、期間内に申請をお願いします。必要書類など詳細については、町ホームページおよび問い合わせ担当課にご確認ください。

① 町内事業所等従業者移住促進奨励金

▼対象

平成31年1月1日から令和元年6月30日までに町に転入した人で、下記の町認定事業所にお勤めの人のうち、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼小川香料株式会社つくば事業所 ▼河村電器産業株式会社つくば工場 ▼キャノン株式会社阿見事業所 ▼キャノンセミコンダクターエキップメント株式会社 ▼キャノンモールド株式会社阿見事業所 ▼株式会社ツムラ茨城工場 ▼東洋科学株式会社阿見工場 ▼トキワ精機株式会社阿見工場 ▼日本サポートシステム株式会社 ▼雪印メグミルク株式会社阿見工場 (事業所の認定は商工観光課で随時受け付けています。事業所の認定要件等の詳細はお問い合わせください)

▼支給要件

- ▼町に定住(3年以上)する意思がある
- ▼過去に町の住民基本台帳に記録されたことがない者、または町からの転出後、23か月以上を経て町に転入した者
- ▼申請日に町の住民基本台帳に記録されている者
- ▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

- ▼持家の場合:50万円を上限として、住宅の取得に要した額の8分の1以内、住宅の工事等に要した額の2分の1以内
- ▼賃貸の場合:2人以上の世帯で30万円、単身世帯で20万円、その他の場合で20万円 ※ただし、住宅の耐震性が書面等で確認できることが必要です

▼問い合わせ

商工観光課 ☎888-1111 (172)

② 3世代同居・近居促進奨励金

▼対象

平成31年1月1日から令和元年6月30日までに町に転入した人のうち、3年を超えて町に定住する親がいて、申請者が町内に転入することにより、親・子・孫の3世代が町内に居住する場合で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼支給額

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼問い合わせ

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

③ 第3子以降出産奨励金

▼対象

平成31年1月1日から令和元年6月30日までに第3子以降の子が生まれた人で、第3子以降の子が生まれた時点で町の住民基本台帳に登録されている保護者等、第3子以降の子が生まれたときは他の市町村に住んでいたが6月30日までに町に転入した保護者等で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

- ▼町に定住(3年以上)する意思がある
- ▼第3子以降の子と同一の世帯に属し、かつ現在も同居している
- ▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼町政モニターとなることを希望する者
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

第3子以降の子1人につき10万円

▼問い合わせ

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

申請書

申請書は、提出先各課の窓口で配布または町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp>) 内からダウンロードすることができます。

申請方法

申請書の提出は、上記①～③の各奨励金ごとの担当課に直接持参してください。

※ただし①は、町認定事業所等が従業員の申請書を取りまとめて申請してください

※奨励金は予算の範囲内で交付するため、希望された額を交付できない場合がありますので、ご了承ください

令和元年度(令和2年) 4月1日付採用予定) 町職員採用 試験案内

令和2年4月1日採用予定の町職員を次のとおり募集します。

試験区分・採用予定人数 下表①のとおり。

受験資格

- 健康状態が正常である人(町外居住者も受験できます)
- 昭和54年4月2日以降に生まれた人
- 募集区分ごとに左記の要件を満たす人

一般事務職

高等学校卒業以上の学歴を有する人、または令和2年3月卒業見込の人

※町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力等を有する人材を求めます(特に必要としている職務経験の事例:建築・土木設計、施工管理等)

栄養士

栄養士の資格を有する人、または令和2年3月までに

資格取得見込みの人

保育士

保育士の資格を有する人、または令和2年3月までに資格取得見込みの人

欠格事項

- 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- 日本国籍を有しない人
- 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成しまたはこれに加入した人

試験の方法

試験は1次試験・2次試験・身上調査とし、2次試験は1次試験合格者にのみ行います。身上調査は、受験資格の有無・申込書記載事項の真否を調査します。詳細は下表②④のとおり。

給与

給与は、町職員の給与に関する条例 規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤

のとおり。

受験手続・受付期間

申込用紙の請求

申込用紙は総務課に直接または郵送で請求してください

郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記し120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)・最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください

総務課の窓口で直接請求する場合は、最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を受付簿に記入していただきます

申込期間

7月1日(月)～31日(水) ※土・日・祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分

郵送は7月31日(水)必着

申込方法

総務課に申込書を1部提出。受験料不要。郵送で提出する場合は、簡易書留などの確実な方法で送付してください

その他

受験票を8月中旬ごろに送付します。8月20日(火)を過ぎても受験票が届かない場合、下記にご連絡ください

資格取得見込で合格した人で、資格取得ができなかった場合、合格を取り消します

①試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	12人程度	一般事務
栄養士	2人程度	栄養関係業務
保育士	2人程度	保育業務

②1次試験 (大学以上の学歴を有する人は試験区分Bでの受験はできません)

試験区分・科目	試験内容
A (大学卒)	<ul style="list-style-type: none"> 公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能(時事、社会・人文、自然、文章理解〔英語を含む〕、判断・数的推理、資料解釈)の択一試験 一般常識・文章力等を測るための論文試験※
B (短大・高校卒など)	<ul style="list-style-type: none"> 公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能(時事、社会人文、自然、文章理解〔英語を含む〕、判断・数的推理、資料解釈)の択一試験 文章力等を測るための作文試験※

③2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
実技試験等	保育に必要なピアノ等の実技試験(保育士のみ)
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

④試験日・試験場および合格者の発表

区分	1次試験	2次試験
期日	9月22日(日)	11月中旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京2丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月上旬ごろ、本人に通知します。また、町ホームページには合格者の受験番号を掲示します	12月中に、本人に通知します

⑤新卒者給料

初任給(平成31年4月現在)		
高校卒	短大卒	大学卒
148,600円	161,300円	180,700円

- 学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます
- 給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤奨手当が支給されます

※ 1次試験の合否判定は択一式の筆記試験のみで判定し、論文・作文は2次試験の合否判定資料とします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員第一係 ☎ 888-1111 (211・212)

町の財政状況を公表します

平成 30 年度

財政事情

(平成 31 年 3 月末現在)

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 30 年度(平成 31 年 3 月 31 日現在)の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 31 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間(平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 31 日までの 2 か月間)における収入支出は含まれませんので、決算額(最終確定額)とは一致しません。

財政課 ☎888-1111 (221・222)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,577,368	7,584,666	100.1	議会費	148,357	144,327	97.3
地方譲与税	188,000	186,573	99.2	総務費	1,693,310	1,440,506	85.1
地方消費税交付金	853,198	853,198	100.0	民生費	5,646,798	3,970,993	70.3
地方特例交付金	43,130	43,130	100.0	衛生費	1,134,151	916,374	80.8
地方交付税	548,330	579,083	105.6	農林水産業費	281,414	169,445	60.2
分担金及び負担金	264,589	227,807	86.1	商工費	278,232	117,423	42.2
使用料及び手数料	252,149	227,606	90.3	土木費	1,984,020	815,301	41.1
国庫支出金	1,788,457	1,438,400	80.4	消防費	664,378	630,548	94.9
県支出金	1,328,033	607,957	45.8	教育費	3,391,594	2,295,055	67.7
繰入金	419,351	377,265	90.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	949,811	949,811	100.0	公債費	1,371,002	1,280,463	93.4
諸収入	539,582	412,881	76.5	諸支出金	129,879	129,879	100.0
町債	1,709,300	520,100	30.4	予備費	14,175	0	0.0
その他	276,013	276,806	100.3				
合計	16,737,311	14,285,283	85.3	合計	16,737,311	11,910,314	71.2

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,835,924	4,543,303	93.9	4,470,674	92.4
公共下水道事業	1,916,604	961,700	50.2	1,145,494	59.8
農業集落排水事業	137,978	48,208	34.9	117,394	85.1
介護保険	3,335,071	2,742,216	82.2	2,924,794	87.7
後期高齢者医療	894,526	453,031	50.6	875,225	97.8
合計	11,120,103	8,748,458		9,533,581	

※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額
 ※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%)

区分	予算現額	執行済額	執行割合	
収益的	収入	1,201,809	1,225,631	102.0
	支出	1,128,227	1,007,437	89.3
資本的	収入	244,220	366,915	150.2
	支出	864,268	722,846	83.6

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
 ※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
 ※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
 ※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	14,892,000
特別会計	6,671,098
公共下水道事業	5,689,784
農業集落排水事業	981,314
公営企業会計(水道事業)	1,573,220
合計	23,136,318

●一時借入金

なし

※出納整理期間(平成 31 年 4 月・令和元年 5 月)における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	2,495,740
減債基金	373,100
その他の基金	1,851,760
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	36,474
介護給付費準備基金	336,368
土地開発基金(現金)	3,600
合計	5,377,142

女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

DV（ドメスティックバイオレンス）は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町では、これらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

配偶者や恋人からの暴力、DV(ドメスティック・バイオレンス)に悩んでいませんか？

DV（ドメスティックバイオレンス）とは、親密と言われる関係にある人（配偶者・内縁の妻や夫・恋人等）から受ける暴力のことをいいます。また、10代から20代の若者を中心に『デートDV』という、恋人同士の間で暴力によって相手を思い通りにしようとする行為が問題視されています。

町の虐待・DV等の相談状況（平成30年度）

町では「阿見町児童虐待，障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、相談状況について下記のとおり公表します。

●面接や電話による相談件数 117世帯 194人

相談内容	相談世帯数	相談人数
配偶者等からの暴力	54世帯	114人
児童虐待	46世帯	63人
障がい者虐待	2世帯	2人
高齢者虐待（65歳以上）	15世帯	15人
合計	117世帯	194人

※町では各課が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題についての相談を受け付けています

【ひとりで悩まず、まずはご相談ください】

問い合わせ：阿見町役場 町民活動推進課 男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)
▼平日：午前8時30分～午後5時15分

●県内の女性相談等一覧

名称	電話番号
配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター） ▼平日：午前9時～午後9時 ▼土・日・祝日：午前9時～午後5時	029-221-4166
県警女性安心パートナー（県警本体内：女性警官24時間対応）	029-301-8107
牛久警察署	029-871-0110
女性の人権ホットライン（水戸地方法務局）	0570-070-810
いばらき被害者支援センター	029-232-2736
DV相談ナビ	0570-0-55210

6月23日～29日は男女共同参画週間です

国では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、平成13年度から、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

令和元年度は、性別に関わらず「学び」を通じて、ひとりひとりの意欲と希望に応じた多様なライフキャリアの選択と実現を応援するキャッチフレーズを募集し、下記のとおり選定されました。

令和元年度キャッチフレーズ：男女共同参「学」『知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる』



問い合わせ 国体推進室 888-1111 (226)

阿見町開催競技セーリング

茨城国体開催まであと92日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて阿見町に係る国体の様々な情報を発信していきます!!

「いきいき茨城ゆめ国体」都道府県応援のぼり旗が完成しました

いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会開催期間中に、全国から町を訪れる選手を応援する47都道府県の「応援のぼり旗」を、町内小・中学校10校の児童・生徒の皆さんに制作していただきました。

完成した応援のぼり旗には、各都道府県の名産や方言などが描かれ、どれも工夫を凝らしたすばらしい作品になりました。これらののぼり旗は町公民館などで展示した後、いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会の開催期間中は、阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場に設置されます。ぜひ会場にご来場いただき、児童・生徒の皆さんの力作をご覧ください。





いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

国体セーリング競技会を観にいこう!

昭和49年以来、45年ぶりに開催される「茨城国体」。町ではセーリング競技が9月29日(日)から10月2日(水)にかけて、阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場で行われます。

セーリング競技会では、湖上から競技を観戦できる観覧艇乗船ツアーを実施します。船には解説員が同乗しますので、競技に詳しくない人でも観戦を楽しめます。

また、会場には大型の観戦用モニターも設置され、解説付きのレース中継を見ることがもできます

- 観覧艇乗船ツアー実施予定日:9月29日(日)・10月1日(火)
- 観覧艇乗船申込方法:事前の申込みが必要です(定員に達しなかった場合、当日受付も実施する予定です)
※詳細は観覧艇乗船ツアー参加者募集チラシ(7月に全戸配布予定)をご覧ください。チラシの内容は同時期に町実行委員会のホームページでも公開します



△観覧艇から湖上で行われるレースを間近で観戦



△船上から観戦



△会場の大型モニターでの観戦



△ヨットが出艇する様子
(写真はすべて昨年10月のリハーサル大会の様子です)

🚢 競技会場へのアクセスについて

阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場内には一般観覧者用の駐車場がありません。

期間中は町総合保健福祉会館(さわやかセンター)脇の臨時駐車場から競技会場までシャトルバスが運行します。会場にお越しの際は、そちらをご利用ください。

紹介します！ 令和元年度の

統計調査員さん

令和元年度実施の主な調査

- ▼工業統計調査(6月)
- ▼経済センサス基礎調査(6月～令和2年1月)
- ▼全国家計構造調査(10月～11月)
- ▼労働力調査(11月～令和2年3月)
- ▼2020年農林業センサス(令和2年2月)

行政区・氏名(敬称略)

阿見中地区

23 行政区



阿見台
藤山 英夫



中郷西
岩月 邦雄



中央西
内田 忠夫



中央東
大谷 隆義



西方
湯原 弘



宿
湯原 清



北
栗山 恒男



西郷
宮本 光雄



一区南
小平 義一



三区下
中村 昇



三区上
中村 恒雄



鈴木
福島 千臣



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
宮本 喜一



上吉原
飯塚 勝



大砂
山田 昭一



富士団地
小松 俊夫



上郷
関口 弘行



一区北
村田 和夫



二区北
阿久津 隆男



住吉
和泉 勉

朝日中地区

15 行政区



福田
木村 幹也



新山
齊藤 孝



下吉原
青山 茂夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
宮本 宗吉



一区
川上 進



二区南
井澤 清

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 <p>上長 伊坂 浩</p>	 <p>下小池 福岡 修</p>	 <p>上小池 大澤 清</p>	 <p>寺子 加藤 誠</p>	 <p>実毅 中島 佳男</p>	 <p>中根 湯原 一茂</p>
 <p>青宿 小倉 修</p>	 <p>立ノ越 川村 誠</p>	 <p>中郷東 種田 富雄</p>	 <p>岡崎 善川 光章</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 松井 幸雄</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 石井 一夫</p>	 <p>大室 吉田 栄一</p>	 <p>霞台 新明 喜代司</p>	 <p>廻戸 前島 静雄</p>	 <p>新町 吉田 俊一</p>
 <p>塙 栗山 昭能</p>	 <p>石川 中野 茂樹</p>	 <p>大形 宇津木 正志</p>	 <p>君島 戸之岡 佑一</p>	 <p>レイクサイドタウン 川端 康弘</p>	 <p>曙南 糸賀 士</p>
 <p>下島津 諏訪原 実</p>	 <p>上島津 櫻井 博</p>	 <p>飯倉二区 栗原 恒幸</p>	 <p>飯倉 松本 正明</p>	 <p>上条 廣瀬 隆</p>	 <p>追原 飯田 孝</p>
 <p>南平台三丁目 新井 理江</p>	 <p>南平台二丁目 小林 幹郎</p>	 <p>南平台一丁目 渡邊 美智</p>	 <p>竹来 吉田 隆司</p>	 <p>掛馬 平岡 均</p>	 <p>南島津 大久保 卓幸</p>

町民憲章 町の花・木・鳥

町民活動推進課 ☎888-1111(272)

町民憲章とは

町民憲章ならびに町の花・木・鳥は、町民からの公募をもとに、「阿見町民憲章・町の花・木・鳥制定委員会」で協議を行ない、昭和60(1985)年11月1日に制定されました。

町民憲章とは、町民全員の意思によって、「考え、つくり、実行し育てていく」もので、町民が生活するための約束ごとです。わたくしたちが住む郷土を愛し、誇りと責任をもって、明るく、豊かで、住みよい、そして、人間性あふれる魅力ある町にするため、日常生活のなかで、みんなで守り、努力していく町民の共通目標となります。

町民憲章

わたくしたちは、阿見町民であることに誇りと責任をもち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう

町民一人ひとりが、自然と生活のつながりを認識し、自然に親しみ、美しい自然を後世に残すことを目標とします。

1. 知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう

知性を磨き、教養を高め、進んで文化活動に参加し、豊かな心を育てることを目標とします。

1. 働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう

心身共に健康で働き、生産を高め、豊かで住みよい町づくりを目標とします。

1. 自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう

社会のきまりを守ることは、当然の義務として果たし、お互いに信頼し協力し合う気持ちで、秩序ある明るい町づくりを目標とします。

1. 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう

人と人との結びつきを大切にし、お互いに深い思いやりと感謝の心をもち、どんな小さいことでも助けあう心で、温かい町づくりを目標とします。

町の花・木・鳥とは

町の花・木・鳥は、自然愛護への意識をより高め、人の心を和ませてくれる花を愛し、郷土の樹木を守り育て、野鳥に親しみ、心身ともに健全で潤いのある人間性を育む目的と町のシンボルです。

●町の花『キク』



●町の木『サクラ』



●町の鳥『ウグイス』



夏の交通事故防止

失った命は、もう戻りません……。守りましょう、交通ルール

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253・254)

7月20日～31日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上・交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

歩行者（特に子ども・高齢者）の保護

運転者は

- ▼横断歩行者を守る『思いやり運転』を心掛けましょう
- ▼横断歩道前の一時停止や横断歩道等に接近する際には、減速を心掛けましょう
- ▼夕方の走行時にはライトの早め点灯、夜間走行時にはライトのこまめな上下切替えによる早めの歩行者の発見に努めましょう



歩行者は

- ▼道路横断時には、横断歩道を利用し、斜め横断は絶対しないようにしましょう
- ▼夕方から夜間は、明るく目立つ色の服を着て、反射材等を利用して運転者に気づいてもらう工夫をしましょう

飲酒運転の根絶！ 町では「飲酒運転根絶のまち宣言」を予定しています

町では飲酒運転の根絶を目指し「飲酒運転三ない運動」を強く推進しています。
『飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない』を徹底しましょう。

また、スピードの出し過ぎは重大事故に直結します。無理な追い越しはしない・カーブでは減速する・車間距離を十分とるなど、安全運転に徹しましょう。

睡眠不足・レジャー帰りの疲れ等は、漫然運転や居眠り運転による事故の要因となります。時間・行程に余裕を持った計画をたて、睡眠時間を十分にとり、こまめな休憩をとりましょう。



「だめだっぺ 飲んだら乗るなと いったっぺ」 夏の交通安全県民運動スローガン

自転車事故注意！

夏休み中は、小中学生等の自転車事故多発が懸念されます。

出会い頭の衝突・安全不確認によるもの等、自転車側にも原因がある事故が発生しています。下記の注意事項を守って、自転車の安全運転を徹底しましょう。

- ▼一時停止箇所や見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認する
- ▼歩行者優先。歩行者に道を譲る
- ▼2人乗り・イヤホンを装着しての運転・スマートフォンを見ながらなどの違反行為は絶対にしない

自転車利用者が加害者となる重大事故で、高額な賠償金を請求されるケースが増えています。被害者・加害者への救済措置となる自転車保険に加入しましょう。



「気をつけて 子供に自転車 お年寄り」 茨城県交通安全県民運動年間重点スローガン

身近な自然とのふれあい

夏の自然体験のご案内

生活環境課 ☎888-1111 (251)

町では、自然と共存するまちづくりを推進するため、霞ヶ浦や町内の豊かな自然を体験する事業を行っています。身近な環境学習の1つとして参加してみたいはいかがでしょうか？

下記事業への参加申込・お問い合わせは、平日午前8時30分～午後5時15分に役場2階生活環境課で受付となります(土・日・祝日を除く)。電話での申し込みも可能です。申込者には、後日ご案内を送付します。なお、下記すべての事業は参加料無料となります。

『うら谷津』～樹木・植物・川魚などを観察して町の豊かな自然を体験～

上長地内にある自然豊かな里山・谷津田にて、自然観察会を行います。

- ▼日 時:7月21日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容:植物等の観察・谷津田についての説明
- ▼対 象:どなたでも参加可能(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数:20人(定員で締切)
- ▼持 参 品:虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
※魚を持ち帰りた場合は飼育容器を持参ください
- ▼申込期間:6月28日(金)～7月16日(火)



▲『うら谷津』での活動

『小池城址公園』～昆虫採集をしてみよう～



▲小池城址公園での観察の様子

小池城址公園内で専門家の案内による昆虫観察会を行います。

- ▼日 時:7月28日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容:昆虫採集と観察
- ▼対 象:どなたでも参加可能(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数:20人(定員で締切)
- ▼持 参 品:虫取り網・虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
- ▼申込期間:6月28日(金)～7月16日(火)

『霞ヶ浦湖上体験スクール』～湖上で霞ヶ浦の水質を考えてみよう～

親子で「ホワイトアイリス号」に乗って霞ヶ浦を船上から観察したり、湖の透視度を測ります。また、霞ヶ浦環境科学センターでは、センター内の見学や顕微鏡によるプランクトン観察などを行います。

- ▼日 時:8月20日(火) 午前9時～午後3時30分
- ▼内 容:霞ヶ浦の湖上体験・霞ヶ浦環境科学センターの見学
- ▼対 象:町内在住の小学生(保護者同伴ができる人に限ります)
- ▼募集人数:20組40人(定員で締切)
- ▼持 参 品:昼食・飲み物・帽子・筆記用具など
- ▼申込期間:6月28日(金)～7月23日(火)



▲プランクトンの観察



◀ホワイトアイリス号

みんなで選ぶ 緑のカーテンコンテスト 参加者募集！

生活環境課 ☎888-1111 (251)

ご家庭で育てた「緑のカーテン」を写真撮影して、コンテストに応募しませんか？ 応募していただいた写真は公民館のロビーに展示し、写真をご覧いただいた皆さんにコンテストの投票をしていただきます。

- ▼対象：町内の各家庭・企業が今夏育てた「緑のカーテン」であること
- ▼募集期間：8月1日(木)～29日(木)
- ▼申込用紙：役場2階生活環境課・各公民館・各ふれあいセンターの窓口にて設置します
- ▼申込方法：応募用紙に▽氏名(会社名)▽住所▽電話番号▽タイトル▽植物名を記入し、L判カラー写真2枚(遠景[全体がわかる写真]・近景の写真を各1枚)を貼付のうえ下記に直接または郵送で申し込む ※応募写真等は返却しませんのでご了承ください



- ▼申込先：〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場生活環境課
- ▼展示等：▽応募された写真は下記の通り展示します。ぜひ投票にもご参加ください。
 - 8月31日(土)～9月12日(木):君原公民館
 - 9月14日(土)～26日(木):本郷ふれあいセンター
 - 9月28日(土)～10月10日(木):かすみ公民館
- ▽応募作品の中から優秀な作品5点を選び、『さわやかフェア2019〔10月27日(日)開催〕』において表彰式を行います。
- ▼その他：▽主催:阿見町生活環境課▽共催:アミエコクラブ
▽協賛:阿見町商工会・株式会社中セキ関東甲信越・三菱商事ライフサイエンス株式会社

「霞ヶ浦ECOフェスティバル2019」開催

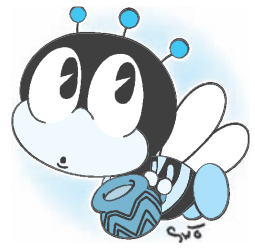
県霞ヶ浦環境科学センターでは、霞ヶ浦水質浄化強調月間(海の日〔7月15日〕～霞ヶ浦の日〔9月1日〕)のメインイベントとして、「霞ヶ浦ECOフェスティバル2019」を開催します。

霞ヶ浦や環境問題について楽しく学べるさまざまな催しを用意して皆さんをお待ちしています。

- ▼日時：8月24日(土) 午前10時～午後3時30分
- ▼場所：県霞ヶ浦環境科学センター(土浦市沖宿町)
- ▼内容：▽各種体験教室(実験・体験・工作等)
 - ▽環境保全団体等テント出展(水質浄化・ごみ分別等)
 - ▽飲食・物産販売等
 - ▽その他(研究室一般公開)※内容が変更になる場合があります
- ▼入場料：無料
- ▼その他：▽当日はセンター駐車場が大変混雑します。土浦駅東口、臨時駐車場から無料シャトルバスを運行していますのでご利用ください
 - ▽センター駐車場、臨時駐車場に駐車可能な台数には限りがございます。ご了承ください
- ▼問合せ：県霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課 ☎828-0961
■<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/index.htm>

ようこそ! ふれあい地区館へ

みなさんのご参加をお待ちしています!



※各地区館事業の詳細は各ふれあい地区館事務局または生涯学習課にお問い合わせください

(生涯学習課生涯学習係(中央公民館内) ☎888-2526)

阿見ふれあい地区館

- 6月: ①ゲーム交流会・炬火イベント
⑥春季ソフトバレーボール大会
7月: ③⑤楽しく体を動かす健康体操
④夏休み創作教室2回
9月: ③⑤料理教室②④園芸教室2回
11月: ⑥秋季ソフトバレーボール大会
①ふれあいイベントまつり
①ふれあいスポーツ交流会
12月: ①ふれあいウォーキング
1月: ④料理教室2回
3月: ①ふれあい演奏会③⑤そば打ち教室
※他に行政区への「出前講座」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 吉田 隆義

阿見地区の皆さまと「ふれあい地区館」活動を通して、地域交流・世代間交流が図れる事業を計画していきたいと思っております。多くの皆さまの参加をお待ちしています。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

実穀ふれあい地区館

- 7月: ⑤⑥三世代交流輪投げ・卓球大会
④夏休み映画会①国体炬火採火イベント
8月: ①輪投げ大会
②健康教室スクエアステップ
9月: ③防犯教室
②移動学習
10月: ②⑥体力測定⑤そば打ち教室
11月: ①ふれあい地区館まつり
①ふれあいスポーツ交流会
12月: ④料理教室
1月: ①合同移動学習
2月: ②閉級式オーバルボール大会
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 菅谷 和雄

実穀地区の皆さま、今年は7月に国体炬火イベントも計画しており盛り上がった内容となりました。また、公会堂や集落センターでの届ける事業活性化に注力していきます。気軽に参加してください。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

吉原ふれあい地区館

- 7月: ④創作教室
8月: ①映画鑑賞会②創作教室
10月: ①第29回吉原ふれあい広場
11月: ①ふれあいスポーツ交流会
12月: ①防犯教室
③創作教室
1月: ①第2回健康教室
④映画鑑賞会ほか
2月: ①第3回健康教室
3月: ②閉級式
通年: ②シルバーリハビリ体操
※他に行政区への「出前講座」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 関川 敏明

地域の皆さまのふれあいと交流の場である「ふれあい地区館」の活動を通して「人が輝き、まちがいきる、学びのまちを目指して」努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

本郷・あさひふれあい地区館

- 6月: ⑥炬火イベント
②閉級式・輪投げ大会
7月: ④夏休み映画会
9月: ①三世代交流 輪投げ大会
11月: ①ふれあい地区館まつり
①ふれあいスポーツ交流会
12月: ④冬休み映画会⑤元気アップ体操
1月: ②新春映画会
2月: ②閉級式・輪投げ大会
通年: ②グラウンドゴルフ交流会
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 坪田 和広

地域の皆さまのニーズに応えられるように色々な活動を計画していきたいと思っております。また、各行政区でも移動教室や映画会・各種のセミナーを企画しています。ご参加お待ちしております。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

■ふれあい地区館事業とは？

ふれあい地区館事業は、平成2年4月に『生涯学習の町AM I』を目指してスタートし、今年度で29年目を迎えました。「いつでも」「どこでも」「だれでも」を合い言葉に各行政区の集会施設等に出向き、地域の要望に沿った事業を展開する“応える生涯学習”を中心に、町民ひとりひとりが身近で気軽に学習できるようにすることを、ねらいとしています。

■ふれあい地区館の各部会は下記①～⑨のとおりです

- ①運営委員会 ②高齢者部会・シニア部会・みどりクラブ・オレンジクラブ ③女性部会 ④青少年育成部会
⑤成人部会 ⑥体育部会 ⑦文化学習部会 ⑧ふれあい交流部会 ⑨スポーツいきいき部会

■ふれあいスポーツ交流会11月24日(日)【ふれあい地区館全体の合同事業】

町民体育館を会場にソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。

君原ふれあい地区館

- 6月: ②開級式
7月: ①炬火イベント
8月: ⑧流しソーメン大会 ⑧書道教室
10月: ⑨輪投げ大会
11月: ①ふれあい地区館祭り ①君原地区在住者
芸術作品展 ⑨ふれあいスポーツ交流会
12月: ②③三世代交流会 ⑦健康講座
⑧クリスマスケーキづくり
3月: ②閉級式
通年(毎週火曜日): ⑨バドミントン
(毎週水曜日): ②グラウンドゴルフ
※他に行政区への「出前講座」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 櫻井 久夫

豊かな自然環境に育まれる君原地区は、地域の絆も強く、人情味あふれる土地柄であり、その特性をいかした地区館活動を皆さまとともに進めることができました。どうぞよろしく願いいたします。

●問い合わせ 君原公民館 ☎889-1363

舟島ふれあい地区館

- 6月: ①梅もぎ健康ウォーキング
7月: ②④三世代交流会 ③健康体操 ①炬火イベント
8月: ④映画会
9月: ③趣味講座 ①成人体育部講座、給食センター・
予科練平和記念館等見学
10月: ②グラウンドゴルフ大会・映画会
⑤⑥ソフトバレーボール・輪投げ大会
11月: ①ふれあい地区館まつり
⑤⑥ふれあいスポーツ交流会
12月: ③料理教室 ④おもしろ理科教室
1月: ②新年交流会
通年:(毎月第2・4火曜日) ②シルバーリハビリ体操
※他に各部会の移動学習なども計画しています

事務局担当 中島 宏

舟島地区の皆さまとふれあい地区館の運営委員・推進委員の協力で、地区館の活動・事業がより活発になることを目指していきたいと考えています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。どうぞよろしく願いいたします。

●問い合わせ 舟島ふれあいセンター ☎840-2761

阿見第一ふれあい地区館

- 6月: ⑤⑥阿見第一・第二合同の体力測定
⑥ソフトバレーボール大会
③ハーバリウム教室
7月: ⑤ショートテニス講習会
②移動学習
④夏休み映画会
10月: ①ふれあい地区館まつり
①三世代交流会輪投げ大会
11月: ①ふれあいスポーツ交流会
12月: ②かくし芸大会 ③押し絵教室
2月: ⑤⑥健康づくりハイキング
④子ども映画会
3月: ②③閉級式
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 和田 和彦

地域の要望に沿った事業「出前講座」を中心に、地域の皆さまに楽しんで参加していただけるようなふれあい地区館活動に努力していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

阿見第二ふれあい地区館

- 6月: ①炬火イベント ②開級式 ③移動学習
⑤⑥阿見第一・第二合同の体力測定
7月: ④移動学習
8月: ②健康教室 ④親子映画会 ⑤⑥移動学習
9月: ②移動学習
10月: ①ふれあいイベントまつり ③健康教室
11月: ③お料理教室 ①ふれあいスポーツ交流会
12月: ⑤しめ縄づくり
1月: ②お楽しみ会
2月: ③味噌づくり教室 ②閉級式
④親子バドミントン大会
通年: ④バドミントン教室
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 福士 幸子

阿見第二地区の皆さまとの「ふれあい」を通して、地域の皆さまが参加しやすい「学習」を企画・提案し、楽しく明るく参加できるふれあいにしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

『プレミアム付き商品券 (低所得者・子育て世帯対象)』

をご利用ください！

社会福祉課 ☎888-1111 (752・753)

プレミアム付商品券(低所得者・子育て世帯対象)とは？

消費税・地方消費税の10%への引上げが、所得の少ない人(住民税非課税の人)や小さな乳幼児のいる子育て世帯の人の消費に与える影響を緩和することを目的として、国が全国の市区町村に財政支援を行い、プレミアム付商品券の販売を10月1日(火)から行います。

■対象者

▲A 住民税が課税されていない人

- ▼平成31年1月1日時点で町の住民基本台帳に登録されており、令和元年度の町県民税が非課税の人(町県民税課税者の生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護者等を除く)

▲B 小さな乳幼児のいる子育て世帯の世帯主の人

- ①令和元年6月1日時点で町の住民基本台帳に登録されており、平成28年4月2日から令和元年6月1日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主
- ②令和元年7月31日時点で町の住民基本台帳に登録されており、令和元年6月2日から令和元年7月31日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主
- ③令和元年9月30日時点で町の住民基本台帳に登録されており、令和元年8月1日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主

■購入限度額

1セット5,000円分[500円分×10枚]の商品券を4,000円で販売します。▲A▲Bともに対象者1人につき5セット(商品券25,000円分)まで購入できます。

■利用可能店舗

町内の主要な店舗でご利用いただけます。詳細は今後、町ホームページ等でお知らせします。

申請・購入方法

プレミアム付商品券を購入するためには『購入引換券交付申請書』の提出や、『購入引換券』での購入が必要になります。詳細は以下をご覧ください。

■購入引換券交付申請書

- ▼▲Aの対象世帯には、7月中旬に『購入引換券交付申請書』を郵送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。書類等の審査後、9月中旬以降に『購入引換券』を順次郵送します
- ▼▲B①の対象世帯には9月中旬ごろに、▲B②の対象世帯には10月上旬ごろに、▲B③の対象世帯には11月上旬ごろに、それぞれ『購入引換券』を郵送します。『購入引換券交付申請書』による申請の必要はありません

■ 購入引換券

購入窓口にて、商品券1セット(5,000円分〔500円分×10枚〕)単位で購入いただけます。『購入引換券』と、本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・健康保険証など)をご提示ください。『購入引換券』の購入確認欄に、購入単位ごとに購入済みの確認印を押印します。

家族や代理人が購入する場合、運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・健康保険証などの提示により、本人確認を行うとともに、委任状の提出や『購入引換券』に記載されている人との関係をお伺いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※災害等の特別な事情を除き『購入引換券』の再発行は行いません。大切に保管してください

■ 申請・購入窓口

役場プレミアム付商品券窓口

※上記窓口でのみ受け付けます。商工会等の窓口や店舗では、申請・購入できませんのでご注意ください

■ 『購入引換券』申請期間

7月10日(水)～11月29日(金)、窓口での受け付け時間は土・日・祝日を除く午前9時～午後5時

※申請が必要になるのはAの対象世帯のみです。Bの各世帯には購入引き換え券を郵送します

■ 『プレミアム付き商品券』購入期間

10月1日(火)～令和2年2月28日(金)、土・日・祝日を除く午前9時～午後5時

■ 『プレミアム付き商品券』利用期間

10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

購入引換券を受け取り後に阿見町から転出した場合

- ▼お住まいの市区町村の購入引換券と交換することができます。各市区町村の窓口にて、町から送付された購入引換券と、購入引換券に記載された氏名と現住所地を確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・健康保険証など)をご提示ください
- ▼すでに町で商品券を購入していた場合、購入引換券の購入確認欄の空欄数に応じ、お住まいの市区町村の購入引換券と交換することになります

■ 注意

- ▼申請・購入期間外の申請・購入は受け付けられませんのでご注意ください
- ▼申請・購入および利用期間は、各市区町村により異なります。事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください
- ▼購入後の商品券の返金には一切応じられません。あらかじめご了承ください

申請・購入に関するお問い合わせ:社会福祉課「プレミアム付商品券窓口」 ☎888-1111 (752・753)

阿見町プレミアム付き商品券も販売します

プレミアム付き商品券(低所得者・子育て世代対象)の他にも、町民であればどなたでも購入することができる『阿見町プレミアム付商品券』(10%のプレミアム付き)を、この券と同日の10月1日(火)から販売します。詳細については、今後「広報あみ9月号通常版」「町ホームページ」等でお知らせします。

8月1日から—

新しくなります 国民健康保険証

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい保険証は7月中旬に郵送しますので、新しい保険証が届いたら内容をよく確かめてください。

保険証は個人ごとのカード型になっています。

取り扱い上の注意

個人ごとのカード型のため、紛失や汚損にご注意ください。また、保険証の再交付を希望する場合には、身分証明書（運転免許証など）を持参のうえ、世帯主または同一世帯のご家族が国保年金課窓口へ届け出てください。

※古い保険証は、有効期限が過ぎたら切り刻むなどして処分するか、国保年金課窓口までご返却ください

保険証兼高齢受給者証について

70歳から74歳の人には保険証に医療機関を受診するときの負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が発行されます。負担割合は前年（平成30年1月から12月）の所得に応じて、2割もしくは3割となります。

保険証兼高齢受給者証の特徴は次の3点です。

- ① 保険証の左上に「兼高齢受給者証」と記載されます
- ② 右側中央部分に負担割合が記載されます
- ③ 左側中央部分に「高齢受給者証発行期日」が記載されます

新たに高齢受給者証対象者になる人へ

令和元年8月2日から令和2年7月1日までに70歳になる人は、今回お送りする保険証の有効期限が、誕生月の月末（1日生まれの人は誕生月の前月末）になります。有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証をお送りします。

令和2年7月末までに75歳になる人へ

令和2年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の保険証に変わります。そのため、今回お送りする国民健康保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日になっています。75歳の誕生日以降の後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前に郵送します。

退職者医療制度用の保険証をお使いで、令和2年4月1日までに65歳になる人へ

退職者医療制度用の保険証をお使いで、令和2年4月1日までに65歳になる人は、65歳に到達した月の翌月（1日生まれの人はその月）から一般保険証に変わります。また被扶養者の人も同時に一般保険証に変わります。

一般保険証は退職者医療制度用の保険証の有効期限が切れる前にお送りします。

外国人の保険証の有効期限について

保険証の有効期限より前に在留期限が満了する人は、保険証の有効期限が在留期限までになります。

在留期限の更新の情報が確認でき次第、更新の保険証を郵送しますが、お急ぎの場合は窓口で交付しますので国保年金課窓口へ在留カードをご持参ください（在留資格の種類によっては、在留期限の更新後に国保年金課の窓口で保険証発行の手続きが必要となります）。

令和元年度

国民健康保険税

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

- 賦課限度額が変わりました（下記参照）
- 令和元年度の納税通知は7月中旬に発送します

（国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)）

令和元年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

- ▼ 40歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
- ▼ 40歳～65歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて納めます
- ▼ 65歳～75歳未満の人：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

▼ 国民健康保険税の年間税額の計算方法

区分	算定方法	基礎分 (医療分)	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額（平成30年1月～12月の各々の所得から基礎控除33万円を差し引いたもの）に応じて計算	(所得額の) 6.2%	2.2%	1.3%
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	10,000円
平等割額	一世帯あたりにかかる金額	22,000円	7,000円	—
賦課限度額	合計金額（限度額960,000円）	610,000円	190,000円	160,000円

【均等割】『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度（前年中の所得に応じて7・5・2割いずれかの適用。申請不要）があります。

この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

■ 特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人（雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』）は、国保税が軽減される場合があります。

この軽減を受けるためには申請が必要です。

● 申請に必要なもの：▼雇用保険受給資格者証▼印鑑

■ 国保税の納め方

● 特別徴収

65歳から74歳までの世帯主

で、次の①～③のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより国保税を納めることとなります。

① 世帯主が国保の被保険者であること

② 世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上であること

③ 特別徴収の対象となる年金（基礎年金等）の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

● 普通徴収

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくこととなります。

8月から新しくなります

『後期高齢者医療被保険者証』『限度額適用認定証』 『限度額適用・標準負担額減額認定証』

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『限度額適用認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』については、8月から申請または更新となります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和2年 7月31日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。

8月1日から翌年の7月31日までの1年間の負担割合は前年の所得をもとに判定されます。後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。

認定証の申請・更新

現役並み所得者（3割負担）

▼現役並み所得者（3割負担）…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様になり、1割負担となります。

認定証の使い方

認定証を医療機関に受診する際に提示することで、保険診療分の医療費が1か月の自己負担限度額（21ペーシの月額自己負担限度額の表を参照）までとなります。なお、申請した月の初日から適用され、有効期限は7月31日までとなります。※住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます。

※住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます。

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、申請により、医療機関に支払った医療費の一部が後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■ 1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき
限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は『限度額適用認定証』を、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関受診の際に提示してください。

■ 自己負担額の計算方法
▼ 月の1日から末日までの1か月ごとの受診で計算
▼ 病院・薬局 歯科の区別なく合算
▼ 入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■ 申請および支給
該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域

連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書・本人確認書類・印鑑・金融機関の口座番号がわかるものおよび支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要）。

ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要。

高額療養費の月額自己負担限度額

▼ 現役並み所得者（3割負担）
20ページの現役並み所得者で申請により1割に該当しない人
▼ 一般（1割負担）
現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人
▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）
同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）
同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

▼ 月額自己負担限度額

	適用区分	外来+入院 (世帯単位)	
		外来 (個人単位)	
現役並み所得者	Ⅲ：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	< 140,100 円 >
	Ⅱ：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	< 93,000 円 >
	Ⅰ：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	< 44,400 円 >
	一般	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 >
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※ <>内の金額は、過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が 3 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

$$= \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{定額} \\ 39,500 \text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{所得から計算} \\ (\text{総所得金額等} * - 33 \text{万円}) \\ \times 8.0\% \end{matrix}$$

賦課限度額(年額) = 62万円
(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 62万円です)

* 総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』・『給与収入－給与所得控除』・『事業収入－必要経費』等で、社会保険料控除・配偶者控除等の各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません

▼均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33万円以下の世帯	8.5割
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)*	8割
33万円 + 「28万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
33万円 + 「51万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します

* 特例措置により9割軽減となっていた人は今年度、8割軽減に変わります。また、所得の低い人は、介護保険料の負担軽減が強化され、今年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。詳細は、それぞれの問合せ先へご確認ください。

- 介護保険料に関する問合せ: 町高齢福祉課 ☎888-1111(143)
- 年金生活者支援給付金制度に関する問合せ: ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼ 年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人
 ▼ 年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

均等割額軽減
『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額』が

被扶養であった人の軽減
後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保

保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに算定して、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

左表に該当する場合は、保険料の均等割額が軽減されます。
 ※軽減判定の注意: 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

後期高齢者医療制度の被保険者(全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合)の被扶養であった人は加入後2年に限り、均等割額が5割軽減されます(所得による均等割軽減に該当する人は、軽減の大きい方が優先されます)。また、所得割額の負担はありません。
 ※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人
 ▼ 受給している年金が年額18万円未満の人
 ▼ 年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136-137)



経済的な理由等で国民年金保険料 16,410 円／月（平成 31 年度）を納付することが困難な時には、申請により免除・猶予となる場合があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。平成 31 年度免除（令和元年 7 月から令和 2 年 6 月）の受付は 7 月 1 日（月）からとなります。

申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1 枚の申請書で申請できるのは 7 月から翌年 6 月までの 1 年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。
※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません（50 歳未満の人に限り利用できる制度）

▼失業による特例免除

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除となったり、保険料の納付が猶予となる場合があります。書類が必要になることがありますので、上記までお問い合わせください。

▼免除の割合と納付額（平成 31 年度：月額 16,410 円の場合）

免除の割合	納付額
全額免除	0 円
4 分の 3 免除	4,100 円
半額免除	8,210 円
4 分の 1 免除	12,310 円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

平成 26 年 4 月から、申請時点から 2 年 1 か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、すみやかに申請していただきますようお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料免除

平成 31 年 4 月から国民年金産前産後免除制度が始まりました。出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間（産前産後期間）を対象として保険料が免除となります。免除が認められた期間については、保険料を納めた期間として扱われます。また、多胎妊娠の場合には、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間（産前産後期間）の国民年金保険料が免除されます。妊娠 85 日（4 か月）以上の早産・死産・流産された人も含みます。

▼対象者

出産予定日または出産日が平成 31 年 2 月 1 日以降の人で、産前産後期間に国民年金第 1 号被保険者の人

▼届出と手続きに必要なもの

出産予定日の 6 か月前から届出が可能です。出産前申請の人は、母子健康手帳を持参ください。

納付に関するお問い合わせ：土浦年金事務所 ☎ 825-1170（自動音声案内）

もう接種は完了していますか？

『各種予防接種』について



健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

子どもの予防接種

県内の予防接種協力医療機関に予約をし、「予防接種予診票」「母子健康手帳」「健康保険証」を持参して、接種してください。接種対象の人で、お手元に予診票がない場合は発行しますので、保護者の人が母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）にお越しください。

■麻しん風しん混合

麻しん風しん混合予防接種は、第1期（1歳～2歳未満）と第2期（年長児）の2回接種が必要です。まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。

第1期の予診票は出生届出時、第2期の予診票は4月に郵送で配布しています。

●接種対象期間

▼第1期:1歳～2歳未満の1年間

▼第2期:平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれのお子さんで就学前の1年間（4月1日～令和2年3月31日まで）

■2種混合（ジフテリア・破傷風）

2種混合予防接種は幼少期に接種した3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）または4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）でついた基礎免疫を強くするために、11歳～13歳未満のお子さんに接種します。予診票は接種開始時期に送付していますので、ご確認ください。

■日本脳炎

日本脳炎予防接種は予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度までご案内を行いませんでした。その後、新しいワクチンが開発され、現在は通常通り受けられるようになっています。

日本脳炎の予防接種は1期（3歳～7歳半未満）を3回、および2期（9歳～13歳未満）を1回の合計4回の接種で接種完了となります。

1期の予診票は出生届出時にお渡ししている予防接種手帳で配布しています。2期の予診票は接種開始時期に送付していますが、以下の①の特例措置の該当者には高校3年生相当に送付しています。

①の該当者で高校3年生よりも前に2期の接種を希望する場合は、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）での発行となります。

●以下の人には接種期間の特例措置があります

①平成19年4月1日以前の生まれで20歳未満の人:1期・2期の接種不足分を20歳未満の間接種できます

②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人:1期不足分を2期の対象年齢（9歳～13歳未満）で接種できます

※そのほかの予防接種については、健康づくり課までお問い合わせください

高齢者肺炎球菌予防接種（定期接種）

対象となる生年月日の人には予診票と案内を送付しましたのでご確認ください

▼今年度の対象者

以下の生年月日の人で、**初めてこの予防接種を受ける場合**、接種費用の一部助成を受けることができます。対象となるのは今年度のみとなりますので、助成期間内にお受けください。

過去にこの予防接種を受けたことがある人は定期予防接種の対象となりません。

生年月日	生年月日
昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 10 年 4 月 1 日
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 5 年 4 月 1 日
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	大正 13 年 4 月 2 日～大正 14 年 4 月 1 日
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	大正 9 年 4 月 1 日以前の生まれ

60歳～65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により、身体障害者手帳1級を取得している場合も、初めてこの予防接種を受ける場合には、助成を受けることができます。

予診票交付の手続きが必要となりますので、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）までお問い合わせください。

▼助成期間

令和2年3月31日まで

▼助成金額

3,000円（接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります）

高齢者肺炎球菌予防接種（任意接種）

接種日当日に町に住民登録があり、以下のすべての条件に該当する人に高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の接種費用の一部助成を実施します。

▼対象者

- ① 65歳以上の人
- ② 高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種対象でない人（定期接種対象の生年月日だが、過去に接種している人を含む）
- ③ 過去5年以内に高齢者肺炎球菌（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の予防接種を受けたことがなく、町の助成を1度も受けたことがない人

▼助成期間

令和2年3月31日まで

▼助成金額

生涯1回のみ3,000円（接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります）

▼申請方法

予防接種を受ける前に、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）で、予診票の交付申請をしてください。発行された予診票を使用することで助成を受けることができます

▼その他

- ▽申請の際には印鑑をご持参ください
- ▽代理者による申請の場合は、委任状と代理者の印鑑・身分証明書をご持参ください

子育て世代包括支援センター

4月から子育て世代包括支援センターがオープンしました!

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

子育て世代包括支援センターってどんなところ？

健やかな妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせる環境をつくるため、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするための機関です。個別面談などを通じて、一人ひとりにあったサービスを提供します。妊産婦さんが、さまざまな悩みや質問にいつでも気軽にお答えする相談窓口を開設しました。

こんなことをしています

母子健康手帳の交付

今年度より、妊娠届出・母子健康手帳の交付窓口を一本化（総合保健福祉会館「さわやかセンター」のみで受付）し、母子健康手帳交付時に保健師が妊婦さん全員から個室でお話を伺います。

その他にも、マタニティクラスなどのご紹介、妊娠期の生活などの相談を行っています。

マイ保健師の配置

行政区ごとに担当する保健師を配置し、母子健康手帳交付時などにマイ保健師カード（お住まいの地区と担当の保健師の名前を書いたもの）を配布しています。担当保健師が、お母さん一人ひとりと丁寧に関わり、切れ目のない支援を行います。



▲地区・担当保健師名を記載しています。
（写真左：表面、写真右：裏面）

セルフケアプランシートの交付

母子健康手帳交付時にセルフケアプランシートを交付し、妊娠期に応じての体の変化や、どの時期になにをした方が良いのか等についてを一緒に確認していきます。

電話・家庭訪問

妊娠後期（28週から）に電話やご自宅への訪問により、出産に向けての準備や体調の確認・相談等を行います。

産後ケア事業

出産後、心身の不調がある人や、家族から家事や育児の援助が受けられず、育児支援を必要とする人に対して、宿泊または通所にて産婦の心身のケアや育児サポートなどを行い、安心して子育てができるように支援します。

※ご利用には条件があります。また、保健師との面談後、申請書の提出をしていただき、審査を受けていただく必要があります。

相談窓口

妊娠から育児までのお悩み・心配ごとなどをいつでも相談できます。

どんなことでもお気軽
にご相談ください!

ご相談・問い合わせ

子育て世代包括支援センター ☎ 029-888-2940

（土・日・祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分）

阿見町阿見 2671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内



腹部超音波検診・ 大腸がん検診（集団健診） 申し込みが始まります



健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

下記の日程で腹部超音波検診・大腸がん検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。

今年度人間ドックや医療機関健診でこの検査を行う場合は、お申し込みできませんのでご注意ください。

※対象年齢は令和2年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や萎縮の有無などを検査します	1,000円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便）	600円

■ 検診日程

期 日	受付時間（各日）・場所
9月9日(月)	①午前 7時～ 7時30分 ②午前 8時～ 8時30分 ③午前 9時～ 9時30分 ④午前 10時～ 10時30分 ※健診は全ての日程において総合保健福祉会館『さわやかセンター』で実施します
9月10日(火)	
9月11日(水)	
9月13日(金)	
9月17日(火)	
9月18日(水)	
9月20日(金)	

■ 注意事項

- 検査が終了するまでは、ご飲食ができませんのでご注意ください
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
 - ▼現在、肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の病気を治療中・経過観察中
 - ▼自覚症状がある
 - ▼毎回結果が要精密検査になる

■ 申込期間

7月26日(金)まで(必着)

※お申し込みされた人には、8月中旬にご案内をお送りします

■ 申込方法

- 右記申込用紙に必要事項を記載し①②で申し込む
 - はがきまたは封書を下記へ郵送する
 - 総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館して申し込む
- インターネットで申し込む（下記二次元コードを読み込むことで申込画面にアクセスできます）
 - ※ファクシミリや電話による申し込みはできません
 - ※申し込み日時が希望者多数の場合、別日程でご案内させていただきます。ご了承ください（先着順ではありません）

▼ 申込先

- 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）
- https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10044

申込用二次元コード▶



■ 腹部超音波検診・大腸がん検診申込用紙

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日（年齢）	大正・昭和 年 月 日（ 歳） ※令和2年3月31日時点の年齢
4. 電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ()
5. 受診項目	※希望する検診に○をつけてください
	腹部超音波検診 大腸がん検診
6. 希望日時	月 日 ・ いつでも可 午前 時～ 時30分 ・ いつでも可

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料の納付について

普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)



介護保険料の低所得者向け軽減を強化します

平成 27 年度から公費（国・県・町）による低所得者（第 1 段階）の保険料の負担軽減を行っていますが、今年度から、10 月の消費税 10% への引き上げ（予定）に合わせて、低所得者（第 1 段階から第 3 段階）への介護保険料のさらなる負担軽減を行います。

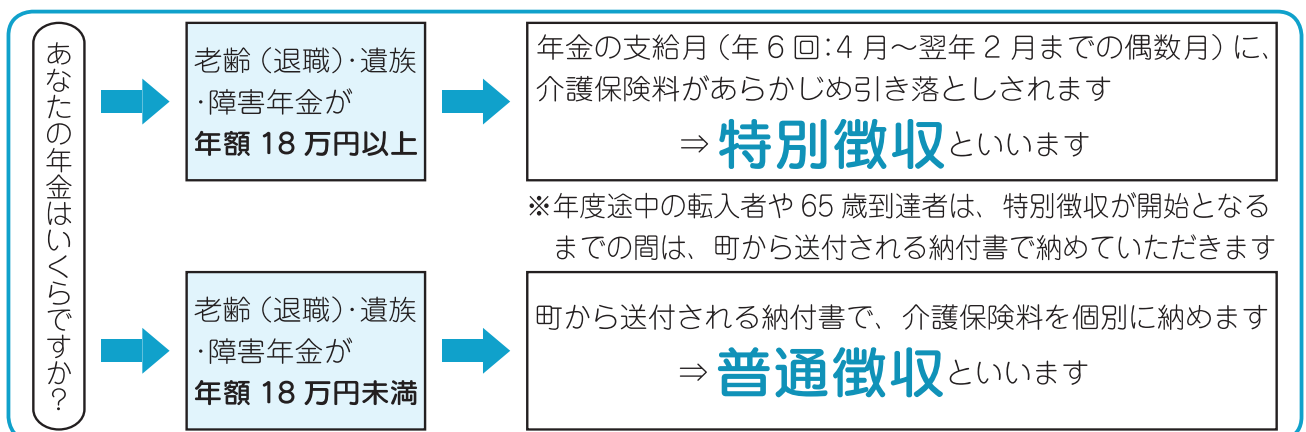
65 歳以上の人の介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

区 分	対 象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	24,000 円
	老齢福祉年金受給者（町民税非課税世帯）	
	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	40,100 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	46,500 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	57,700 円
第 5 段階	本人が町民非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	64,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	77,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	83,400 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	96,300 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上	109,100 円

保険料の納付方法

65 歳以上の人の介護保険料の納付方法は 2 種類（特別徴収・普通徴収）あります。受給している年金の額によって納付の方法が異なります（年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります）。



低所得者等の 自己負担額軽減



高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)

介護保険3施設(ショートステイを含む)での居住費(滞在費)・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第1段階』～『第3段階』に該当する人です。

利用者負担 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人 ▼境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人)
利用者負担 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の人 ▼境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人)
利用者負担 第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人 ▼境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人) ▼利用者負担第4段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▼本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第4段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第4段階の人は、自己負担額軽減『特定入所者介護(支援)サービス費』の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第3段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

◎利用者負担が第1～3段階の人でも、以下の①②のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減『特定入所者介護(支援)サービス費』の対象となりません

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税者である
- ② 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者が住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える

みんなで防ごう 高齢者への虐待

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (141-142-743)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。平成29年度の報告では、県内で虐待報告(疑い含む)が512件でした。この件数は毎年増加傾向にあります。

高齢者を守り、介護者を支えるためには、高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで虐待の起こらない地域づくり、支え合いが大切です。

虐待とは何か？

高齢者虐待防止法では、次の5つを「虐待」として定義されています。

1 身体的虐待

身体に傷やあざ、痛みを与えること、外部との接触を意図的・継続的に遮断すること。

▼具体的な例：▽つねる、殴る、蹴る▽ベッドや車いすに

縛り付ける▽自分の意志で動けないようにする—など

2 介護・世話の放棄(ネグレクト)

意図的・結果的を問わず、介護や生活の世話を怠る等で、高齢者の生活環境や高齢

者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴・洗髪等がされていない▽水分・食事を与えず脱水・栄養失調になるおそれがある▽劣悪な住環境に放置する—など

3 心理的虐待

高圧的な態度や言葉、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑する▽どなる、脅す、ののしる、悪口を言う▽侮辱的に扱う—など

4 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する—など

5 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の資産等を無断で使う、処分する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使う—など

虐待に気づいたら

高齢者への虐待に気づいたら、気になることがあれば町や町地域包括支援センターに通報・相談をしてください。確かな証拠が無くてもかまいません。高齢者虐待防止法では、『虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければなりません』と定められています。

施設の職員等が虐待に気づいた時は通報する義務があります。通報者・相談者の秘密は守られます。町ホームページ(<http://www.town.ami.lg.jp/00000413.htm>)には、虐待の兆候・サインのチェックリスト、介護者のためのセルフチェックリストを掲載しています。

虐待を受けた高齢者本人も届出ができます。おひとりですぐにご相談ください。

虐待防止と高齢者・介護者への支援のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている本人が遠慮したり、家庭内の問題からわかれたくないなどの理由からわかりづらいたいことがあります。要因もさまざま、虐待を

行う背景にはこれまでの家族関係・認知症による介護の困難さ・認知症への理解不足・介護者の孤立・業務の多忙・経済的困窮などの問題が複雑に絡み合っている場合がほとんどです。

高齢者虐待防止法は、虐待を防止し高齢者の尊厳ある暮らしを保ち、高齢者の家族・介護者の負担を軽減し支えるために制定されたものです。

高齢社会をむかえ、誰もが高齢者虐待の問題に直面する可能性があります。地域で支えあい日ごろから声掛けや気配りをするなどで虐待を防止し、早期発見につなげられます。

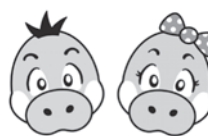
町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、関係機関と連携し高齢者本人や家族に必要な支援を行います。また、高齢者の権利擁護(成年後見制度)に関する相談支援も行っています。小さな違和感をおぼえたら、追い込まれる前にまずはお相談ください。

● 高齢福祉課高齢福祉係
☎888-1111(141-142-743)

● 町地域包括支援センター
(町社会福祉協議会内)
☎887-8124

まい・あみ・まつり 2019 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局 ☎888-1111 (303)

	8月3日(土)	8月4日(日)
ステージでの催し	<ul style="list-style-type: none"> ▼30周年記念オープニングセレモニー ▼マイアミフェス ▼陸上自衛隊施設学校音楽隊コンサート 陸上自衛隊勝田駐屯地施設学校音楽隊所属の演奏家による、こよい限りのオンリーワンステージ！ ▼常陸陣太鼓 ▼集火式(いきいき茨城ゆめ国体に向けて) 町内8地区で誕生した炬火が、会場ですべてつになり「阿見町の火」(仮称)が誕生します。誕生する瞬間をみんなで見届けよう！  <p>△ピース・さくら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼まい・あみ・アンバサダーオーディション 2019 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。今年も3人をアンバサダー(大使)に選出します ▼いきいき茨城ゆめ国体PR 9月29日(日)から10月2日(水)にかけて開催される、いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技会のPRを行ないます！マスコットの「いばラッキー」と、セーリング競技会のイメージソングを歌う「みならいモンスター」も登場します ▼マイアミフェス 今年も2日間に分けて実施します！ ▼芸能ショー 今年は今話題の和田アキ子のモノマネで有名な「Mr. シャチホコ」の登場です。ご期待ください！
ストリートでの催し	<ul style="list-style-type: none"> ▼オープニングパレード よさこいで見どころになっている大旗のダイナミックな舞のあとに続き、ピース・さくら・あみっぺが登場します。呼びかけをしますので、飛び入り参加で一緒にパレードを盛り上げよう！ ▼D-Life ショー 個性あふれる子どもたちの、元気いっぱいダンスをお楽しみください ▼大人神輿巡行 粋なはてん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます 	<ul style="list-style-type: none"> ▼よさこいソーラン 町内各団体の踊り子たちと、30周年を記念して招待チームによる踊りを披露します。大旗のダイナミックな演舞もお楽しみください ▼ねばねば音頭 泉水いづみ&浅野勝盛による『茨城県と納豆』応援PRソングの阿見バージョンを皆さんと一緒に踊りましょう！飛び入り参加大歓迎です ▼盆踊り 町内の行政区・団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲は「新阿見音頭」で笑顔と元気を届けます！
サブステージでの催し	<ul style="list-style-type: none"> ▼JAZZ・POP I 町内の人たちによる生演奏をお楽しみください！ ▼バルーンアート バルーンアートの達人が登場！ ▼マスコットキャラクターたちと撮影会 まつりのマスコット「ピース・さくら」と町の公式マスコットキャラクター「あみっぺ」と一緒に写真を撮ろう ▼JAZZ・POP II 「ローズ隊長と美樹隊員」によるエレクトリックピアノ「Rhodes(ローズ)」の心を癒す柔らかな音色、2人の歌声の爽快なハーモニーで彩る Jazz Pops Soul 生演奏をお楽しみください 	<ul style="list-style-type: none"> ▼よさこいフェスティバル ストリートとサブステージの同時開催！町内の踊り子、招待チームの華麗な演舞をお届けします <p>※各催しの時間や内容などの詳細は、後日配布されるプログラムにてご確認ください</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">ボランティア募集のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼日時:8月2日(金)~5日(月) ※時間は応相談、一部でも可 ▼内容:会場の準備・進行の手伝い・片づけなど ▼申込方法:7月12日(金)までに、電話または直接上記に申し込む </div>

〈広告欄〉



居酒屋 娯衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 **887-1147**
FAX **887-0970**

住まいに関わる事ならお任せ下さい

外壁塗装パック **490,000円~**

トイレ交換パック **98,000円~**

まずは
ご相談下さい ☺

TEL. 029-888-6119

株式会社 ネロ・デザイン

稲敷郡阿見町中央4-8-19ウイングテナント中央102

ネロ・デザイン




町体育協会だより

町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

●平成 30 年度納射会

期 日	平成 30 年 12 月 16 日(日)
場 所	阿見中学校弓道場
成 績	▽優勝: 信戸修一▽準優勝: 矢幡拓弥▽3 位: 河合徹

●冬季バレーボール大会

期 日	1 月 20 日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝: サンクラブ A▽準優 勝: つくみ&ミッキー▽3 位: しらさぎ

●阿見町弓道初射大会兼節分射会

期 日	2 月 2 日(土)
場 所	阿見中学校弓道場
成 績	▽射詰(鬼退治)賞: 河合徹 ▽優勝: 田村蒼▽準優勝: 柳生高人▽3 位: 和田恭子

●冬季ソフトバレーボール大会

期 日	2 月 3 日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝: 本郷 C▽準優勝: レタス B▽3 位: 本郷 A

●第 21 回阿見町学童野球新人戦大会

期 日	2 月 23 日(土)
場 所	総合運動公園野球場
成 績	▽優勝: 阿見ヤンキース ▽準優勝: 本郷イーグルス ▽3 位: 竹来ジュニアスターズ ▼個人賞 ▽最優秀選手賞: 神保 慧 (阿見ヤンキース)▽優秀 選手賞: 池田翔(本郷イー グルス)▽敢闘賞: 助川誓 哉(竹来ジュニアスターズ) ▽特別賞: 大塚康生(阿見 レンジャーズ)、齋藤聖璃 (舟島安中野球スポーツ 少年団)

●第 4 回県南地区スポーツ吹矢大会

期 日	3 月 13 日(水)
場 所	龍ヶ崎市たつのごアリーナ
成 績	▼10 m の部 ▽優勝: 波多野一美 ▼8 m の部 ▽準優勝: 池田昇

●阿見町ミックステニス大会

期 日	3 月 3 日(日)・17 日(日)
場 所	総合運動公園テニスコート・ 県立医療大学テニスコート
一 般 の 部	▼1 位・2 位トーナメント ▽優勝: 穂山秀延・大島あい ▽準優勝: 小川貴弘・高橋正枝 ▽3 位: 菊田和樹・富田加代子、 幸田大樹・高橋希美 ▼3 位・4 位トーナメント ▽優勝: 種田永遠・中村裕子 ▽準優勝: 林寛之・高橋麻理 ▽3 位: 福田卓・鶴岡さゆり、 鬼澤和弘・鬼澤彩
シニア の 部	▼1 位・2 位トーナメント ▽優勝: 小松澤栄・村山玲子 ▽準優勝: 佐藤裕・佐藤淳子 ▼3 位・4 位トーナメント ▽優勝: 牧野勝朗・鈴木文子

●第 35 回阿見杯ミニバスケットボール大会

期 日	3 月 16 日(土)
場 所	町民体育館
成 績	▽準優勝: 朝日ミニバスパ ▽第 3 位: 阿見ミニバス

〈広告欄〉

<p>安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手廻り付、バリアフリー</p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家</p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 検索</p> <p>建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら LIXILリフォームショップ</p> <p>茨城県知事免許(5)第5548号 有限会社 美都ツ和</p> <p><住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p><不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理</p> <p>【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>
--	---

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館収蔵資料展「それぞれの記憶」の開催

収蔵資料展を開催いたします。昨年度に引き続き、予科練平和記念館へご寄贈いただいた多くの資料の中から、いまだ展示されていないものを中心とした収蔵資料展を開催します。

▼期 日:9月1日(日)まで

※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)

▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます



なつやすみミニイベント『予科練こども会』開催

小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。ついでに予科練平和記念館で勉強をしていただければと思います。

▼日 時:7月20日(土) 午前10時～午後3時

▼場 所:予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前

▼内 容:【バルーンアート・的当て・パチンコ】常時開催

【腹話術・マジック】①午前11時～11時45分 ②午後2時～2時45分に開催(予定)

▼その他:参加料無料、事前申込不要。当日直接お越しください



▲おもちゃの病院の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

▼受付時間:午前10時～正午・午後1時～3時

▼場 所:予科練平和記念館ラウンジ

▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください

〈広告欄〉

<p>夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～</p> <p>＜オープンスクール＞ 7月27日(土) 7月28日(日)</p> <p>8:30AMより本校にて 8月 3日(土) 8月26日(月)</p> <p>※8月26日は部活動体験会 8:30AM～</p> <p>霞ヶ浦高等学校</p> <p>〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380 URL. http://www.kasumi.ed.jp</p>	<p>輝く笑顔は充実の証</p> <p>＜オープンスクール＞ 9:00AMより本校にて</p> <p>6月8日(土)・7月13日(土)・8月24日(土)</p> <p>※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。</p> <p>霞ヶ浦高等学校附属中学校</p> <p>〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016 URL. http://www.kasumi.ed.jp/junior/</p>
--	---

インフォメーション

お知らせ 町税等の納付催告書を送付しています

町では、例年7月・12月・4月の年3回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。

催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となっておりますので、明記してきます指定期限までに納付してください。指定期限までに納付・連絡がない場合、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

なお、催告書が到達する前に納付済みときは行き違いですのでご容赦ください。

■ 収納課 ☎ 888-1111 (146・148)

お知らせ 親子相談ルーム「くれよん」

お子さんのことで「気になること」や「心配なこと」がありませんか？ 未就学のお子

んの発達についての不安や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。

親子相談ルーム「くれよん」は予約制のため、事前に左記にお問い合わせください。

▼ 場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

▼ 申込方法 電話または直接左記に申し込む

■ 健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎ 888-2940

お知らせ 「ヘルプカード・ヘルプマーク」を配布します

県では、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人（義足や人工関節を使用している人・内部障害の人等）が周囲の人に配慮を必要とできることを知らせることができるようマーク・ヘルプカードを配布します。

配布場所は町社会福祉課をはじめ、各県民センター・保健所等です。配布はおひとりにつきそれぞれひとつずつとなります。ヘルプマーク・ヘルプカードをご希望の人は各窓口にお越しください。

また、周囲でこれらをお持ちの人を見かけた場合、思いやりのある行動をお願いします。

■ 社会福祉課 ☎ 888-1111 (161)

募集 裁判所職員一般職試験（高卒者区分）

▼ 受付期間 ▼ 郵送：7月9日（火）～12日（金） ※消印有効

▼ インターネット：7月9日（火）～18日（木）

▼ 試験期日 ▼ 1次：9月8日（日）▼ 2次：10月中旬から下旬

▼ 申込方法 受験案内は全国の裁判所で配布。詳細はホームページをご覧ください

■ 水戸地方裁判所事務局総務課 人事第一係 ☎ 029-224-8421

http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html

お知らせ 町シルバー人材センター入会説明会開催

▼ 期日 7月2日（火）午前9時30分から1時間程度

▼ 場所 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館）

▼ 対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人（入会承認制）

▼ 申込方法 町シルバー人材センター ☎ 888-2036

募集 県立土浦産業技術専門学院オープンキャンパス開催

▼ 期日 ①7月24日（水）②8月21日（水）

▼ 時間 午後1時30分から（受付：1時から）

▼ 場所 県立土浦産業技術専門学院（土浦市中村西根番外）

▼ 内容 ▼ 学校見学 ▼ 体験授業 ▼ 対象 高校生・受験希望者

▼ 申込方法 電話で左記に申し込む ※①7月19日（金）まで

▼ ②8月16日（金）まで

募集 県警察官採用試験実施

▼ 期日 9月22日（日）

▼ 受験資格 ▼ 男女警察官A：昭和61年4月2日以降生まれの人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人もしくは令和2年3月31日までに卒業見込みの人または人事委員会がこれと同等と認める人 ▼ 男女警察官B：昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で警察官Aの受験資格に該当しない人 ▼ 詳細は左記にお問い合わせください

▼ 募集期間 7月1日（月）午前9時から8月22日（木）午後5時まで ※インターネット申込みのみ

▼ 採用予定日 令和2年4月1日

■ 県警察本部警務課 ☎ 0120-314-058

https://www.prefibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibaraki_pc_site/

宝くじに関するお問い合わせ / 03-3535-9033 [みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

〈広告欄〉

7月2日（火）同時発売 各1枚 300円

発売期間 7月2日（火）～8月2日（金） 抽せん日 8月14日（水）

サマージャンボ7億円

1等前後賞合わせて7億円 1等5億円 前後賞各1億円

サマージャンボミニ

1等前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

宝くじ公式サイト

宝くじに関するお問い合わせ / 03-3535-9033 [みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入ください。

お知らせ
「土浦地方家族会」開催

家族の中に精神障害の当事者を持つ人があつまり「家族を支える会」を開催します。

家族や親戚だけが参加できる会で安心して悩みを話し合い、多くの参考意見を聞くことができます。ぜひご参加ください。

▼期日 7月20日(土)

▼時間 午後1時30分～3時30分

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼その他 参加料無料・申込不要
 社会福祉課 ☎ 88881111 (164)

イベント
「かすみコンサート」開催

▼期日 8月18日(日)

▼開演時間 ①午前の部：午前10時30分開場・10時 ②午後の部：午後1時30分開場・1時

▼場所 かすみ公民館

▼出演者 ▼井坂斗絲 幸社中

▼喜楽座 ▼喜楽 ▼喜幸会

▼定員 ①②ともに180人
 (定員で締切・午前午後で総入れ替え)

▼その他 申込不要・入場料無料

かすみ公民館 ☎ 88881111

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による

標記訓練を行います。

▼日時 7月2日(火)～4日(木)、9日(火)～11日(木)、17日(水)～18日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎ 84211211 (3420)

募集
自衛官募集

●自衛官候補生

▼受験資格 18歳以上33歳未満の人(32歳の人は採用予定月1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない人)

▼受付期間 年間を通して受付

▼試験期日 受付時にお知らせ

●一般曹候補生

▼受験資格 採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の人(32歳の人は採用予定月の末日現在、33歳に達していない人)

▼受付期間 7月1日(月)～9月6日(金)まで

▼試験期日 ▼1次：9月20日(金)～22日(日) ▼2次：10月11日(金)～16日(水) ※いずれもこの期間の指定する1日

●航空学生

▼受験資格 ▼航空自衛隊：18歳以上21歳未満の人(高卒者・高卒見込者) または高専3年次修了者(見込者) ▼海上自衛隊：18歳以上23歳未満の人(高

卒者・高卒見込者) または高専3年次修了者(見込者)

▼受付期間 7月1日(月)～9月6日(金)まで

▼試験期日 ▼1次：9月16日(月) ▼2次：10月15日(火)～20日(日)までの指定する1日 ▼3次(航空自衛隊)：11月16日(土)～21日(木)、23日(土)～28日(木)、30日(土)～12月5日(木)、7日(土)～12日(木)、14日(土)～19日(木)のうち指定する1日 ▼3次(海上自衛隊)：11月22日(金)～12月18日(水)のうち指定する1日

自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 ☎ 0297-643351

http://www.mnod.go.jp/peo/ibaraki/

募集
県立盲学校地域巡回教育相談会の実施

視覚に障害のある人の見えにくさを補うための補助具(レンズや拡大読書器など)の展示・相談会を開催します。

子どもや保護者だけでなく、大人や関係機関からも参加することがあります。入学には関わらない相談会ですので、お気軽にご参加ください。

▼期日 8月2日(金)

▼時間 午前11時～午後3時

▼場所 県南県民センター3階 第1会議室(土浦市真鍋)

▼参加料 無料

▼申込方法 電話またはメールで左記に申し込む

県立盲学校視覚障害教育支援センター ☎ 029912211 3388 shien@ibaraki-sh.ibaraki.jp

募集
探点者募集!
霞ヶ浦湖岸周辺の公園等をめぐり「川の通信簿」を作ります。

「川の通信簿」は河川空間の親しみやすさを地域の皆さんと共同で点検し、良い点悪い点を把握して、良好な河川空間の保全・整備を図っていくための基礎材料とするものです。参加者の皆さんには通信簿をつける探点者になっていただきます。参加をお待ちしています。

▼期日 ①8月20日(火) ②21日(水)

▼時間 ①②午前10時～午後5時

▼場所 霞ヶ浦湖岸周辺(バスで移動しながら探点)

▼定員 ①②ともに20人(定員で締切・両日参加も可)

▼参加料 無料

▼申込方法 8月2日(金)午後5時までに電話またはファクシミリで左記に申し込む

霞ヶ浦河川事務所調査課 ☎ 0299163124 115 0299163124 95

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売
高齢者向け住宅改修工事請負
株式会社 樹里 介護事業部
 〒300-0333 阿見町若栗1766-3
 TEL: 887-3421 FAX: 887-3422
 介護保険指定事業者番号 0873800502
 当社の福祉用具専門相談員がおお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの
サライ館 阿見中央店
 TEL: 840-2438
 「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**
 TEL: 887-3421
 一般家庭用家具からオーダー家具まで

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

行政相談

日時 7月4日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回(第1水曜日) 午後1時～3時30分
※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費生活相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月～金曜日 ※4月1日以降は火曜日は休み
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
※弁護士相談:第1水曜日のみ実施
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医・ 定例相談等のテレホンサー ビス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

●人口と世帯●

- 総人口 47,672人 (-12) ▽6月1日現在
- 男性 23,619人 (-22) ▽常住人口ベース
- 女性 24,053人 (+10) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,817世帯(±0) ▽情報広報課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
介護保険料(1期)
納期限 7月31日(水)

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(2期)
納期限 9月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 5月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	109件(646)
出場件数 167件(928)	交通事故	22件(79)
	一般負傷	16件(113)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	20件(90)
	合計	167件(928)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店